

共通事項

■出願資格

次のいずれかの条件を満たす者

- 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び2026年3月卒業見込みの者。
- 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2026年3月修了見込みの者。
- 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2026年3月31日までに、これに該当する見込みの者。なお、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの。
 - 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
 - 三 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
 - 四 文部科学大臣の指定した者。
 - 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験(大学入学資格検定)に合格した者。
 - 六 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者。
 - 七 川崎学園アドミッションセンターにおいて、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2026年3月31日までに18歳に達するもの。

■出願手続き・方法

- 医療福祉大学・医療短期大学・リハビリテーション学院の全ての入試区分において、インターネット出願のみで出願受付を行います。ホームページのインターネット出願ガイド、インターネット出願ガイダンスページを参照してください。
- 同時出願が可能な入試区分では、同時出願によりサービス利用料が1回で済みます。
例1:一般選抜前期A日程・B日程を同時出願 ⇒ サービス利用料990円
例2:一般選抜前期A日程・B日程をそれぞれ別に出願 ⇒ サービス利用料1,980円

■出願上の注意

- 提出書類(24ページ参照)は入試区分・日程ごとに1部提出してください(A日程・B日程両日出願の場合は2部提出)。
- 入学検定料の支払い手続きが完了した後は、出願登録した内容(学科・日程等)を変更できません。
- 支払い手続きが完了した入学検定料は返納いたしません。
- 提出の必要な書類(出願手続き、入学手続き等)では、フリクションなどの消えるボールペンは使用しないでください。
- 出願手続きのうちパソコンの操作等にかかわる問い合わせは、画面に表示される「志願受付操作サポート窓口」をご利用ください。【TEL】0120-752-257

■受験上の配慮希望について

- 障がい等の理由で受験に際し特別な配慮を必要とする場合は、事前に川崎学園アドミッションセンターに連絡のうえ、出願期間開始の3週間前までに必要書類を提出してください。詳細は各校ホームページ・入試情報内の「受験上の配慮希望について」をご確認ください。